平成２１年（フ）第３２１号
徳島市上助任町天神425番地
債務者　森田　勝利
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４１号
徳島市論田町本浦中113番地の17、旧住所徳島市多家良町池谷16番地の16
債務者　上谷　隆昭
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４４号
徳島市新蔵町１丁目82番地　ダイアパレス新蔵1002
債務者　宮竹　京美
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４７４号
愛媛県松山市枝松１丁目４番41号　モアビル202号
債務者　井原　絹江
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４９１号
愛媛県松山市平井町2517番地　ニューシティマツザワ205号
債務者　小島久美子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５０４号
愛媛県伊予郡砥部町宮内617番地２　フォレスト宮内Ｂ101号
債務者　渡部　真子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５０７号
愛媛県松山市末広町９番地２
債務者　宮内　孝司
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５２１号
愛媛県松山市森松町1089番地　ビッグウェストⅡ302号
債務者　村上　瑞恵
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５２６号
愛媛県松山市東石井１丁目９番15号　ポプラビヨウシツ２Ｆ
債務者　岡本　　賢
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５３４号
愛媛県伊予郡松前町大字西高柳26番地６
債務者　河内　一安
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５３５号
愛媛県伊予郡松前町大字西高柳26番地６
債務者　河内真智子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１１９号
愛媛県宇和島市高串１番耕地1059番地１
債務者　末廣　信義
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１２１号
愛媛県宇和島市伊吹町449番地
債務者　合田　定夫
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１２３号
愛媛県宇和島市三間町波岡590番地
債務者　兵頭　　靖
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１２４号
愛媛県宇和島市三間町波岡590番地
債務者　兵頭　貞子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１２７号
愛媛県西予市宇和町下松葉191番地７
債務者　松岡　敬樹
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１２９号
愛媛県宇和島市津島町近家甲209番地18　塩浜団地Ｂ棟507号
債務者　稗野　京子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
松山地方裁判所宇和島支部